

別表六(十六)

「16」、「24」又は「34」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

雇用者の数が増加した場合又は特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業
年度
法人名

別表六(十六)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

基準雇用者数 (別表六(十六)付表「4の①」) (マイナスの場合は0)	「16」欄		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑬」)		15	
基準雇用者割合 (1) (別表六(十六)付表「2の①」-「3の①」)						
給与等支給額 (別表六(十六)付表「7」)						
比較給与等支給額 (別表六(十六)付表「15」)						
特定地域基準雇用者数の計算	当期の終了の日において勤務する特定地域新規雇用者数	7	計算	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑬」)	15	
	同上のうち特定業務施設に係る特定地域新規雇用者数	8		当期税額控除額 (14) - (15)	16	
認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画に関する事項						
認定年月日	平 . .	事業実施地域				
地方事業所税額控除限度額に係る計算	地方事業所特別税額控除限度額に係る計算					
計画の区分	拡充型・移転型	基準年度	平 . .			
地方事業所基準 (別表六(十六)付表「4の①」) (マイナスの場合は0)	「34」欄		特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合			
当期税	控除対象地方事業所 (1)と(17)のうち少ない金額	19	雇用者数	平 . .	28	
	地方事業所税 (20万円又は50万円) × (18) (3) < (4)の場合は0			平 . .		
「24」欄						
特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合						
① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第42条の12第2項」						
② 「区分番号」欄: 「00571」						
③ 「適用額」欄: 「24」欄の金額						
の計算	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑬」)	23	除額の計算	当期税額控除可能額 (30)と(31)のうち少ない金額	32	
	当期税額控除額 (22) - (23)	24		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑬」)	33	
当期税額控除額 (32) - (33)						
法人税額の特別控除額 (16) + (24) + (34)						
35						